

岩手県告示第632号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和2年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 山岸一丁目(6)

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
盛岡市	山岸	一丁目	72番1	標柱1号
			38番地先水路敷	標柱8号
			53番24地先水路敷	標柱9号
	山岸	銭神沢下	80番	標柱2号
			81番1	標柱3号
			82番1	標柱4号
			87番	標柱5号
			91番2	標柱6号
			91番13	標柱7号